

岩手大学特別の課程及び公開講座等講習料規則

平成16年4月1日 制定
令和6年5月29日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、岩手大学特別の課程に関する規則第8条、岩手大学公開講座規則第7条の規定に基づき、岩手大学における特別の課程及び公開講座の講習料について定める。

(特別の課程の講習料)

第2条 特別の課程の講習料の額は、1課程につき59,200円とする。

2 前項の規定に関わらず学長が特に必要と認めたときは、講習料を減額することができる。

(公開講座の講習料)

第3条 公開講座の講習料の額は、別表に定める額とする。

2 前項の規定に関わらず、対象者が小・中・高校生の場合または学長が特に必要と認めたときは、講習料を減額又は免除することができる。

(納付)

第4条 特別の課程の講習料の額は、受講を許可した日から講習若しくは授業科目の開講までに納付するものとし、公開講座の講習料は、原則として受講の申請を受理するときに納付するものとする。

(雑則)

第5条 既納の講習料は、返還しない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、委託を受けて実施する課程の講習料については、徴収しないことができる。
- 3 前項の規定は令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

別表（公開講座）

公開講座講習料				
1 講座当たりの 時 間 数		公開講座講習料（税込）		
		区分 A	区分 B	区分 C
5 時間以下		5,000 円	2,500 円	1,200 円
5 時間を超え	1 0 時間以下	6,000 円	3,000 円	1,500 円
1 0 時間を超え	1 5 時間以下	7,000 円	3,500 円	1,700 円
1 5 時間を超え	2 0 時間以下	8,000 円	4,000 円	2,000 円
2 0 時間を超え	2 5 時間以下	9,000 円	4,500 円	2,200 円
2 5 時間を超え	3 0 時間以下	10,000 円	5,000 円	2,500 円
3 0 時間を超え	3 5 時間以下	11,000 円	5,500 円	2,700 円
3 5 時間を超え	4 0 時間以下	12,000 円	6,000 円	3,000 円
4 0 時間を超え	4 5 時間以下	13,000 円	6,500 円	3,200 円
4 5 時間を超え	5 0 時間以下	14,000 円	7,000 円	3,500 円
5 0 時間を超え	5 5 時間以下	15,000 円	7,500 円	3,700 円
5 5 時間を超え	6 0 時間以下	16,000 円	8,000 円	4,000 円
6 0 時間を超え	6 5 時間以下	17,000 円	8,500 円	4,200 円
6 5 時間を超え	7 0 時間以下	18,000 円	9,000 円	4,500 円
7 0 時間を超え	7 5 時間以下	19,000 円	9,500 円	4,700 円
7 5 時間を超え	8 0 時間以下	20,000 円	10,000 円	5,000 円
8 0 時間を超え	8 5 時間以下	21,000 円	10,500 円	5,200 円
8 5 時間を超え	9 0 時間以下	22,000 円	11,000 円	5,500 円
9 0 時間を超え	9 5 時間以下	23,000 円	11,500 円	5,700 円
9 5 時間を超え	1 0 0 時間以下	24,000 円	12,000 円	6,000 円
1 0 0 時間を超え	1 0 5 時間以下	25,000 円	12,500 円	6,200 円
1 0 5 時間を超え	1 1 0 時間以下	26,000 円	13,000 円	6,500 円

区分 A は、内容が資格取得につながるもの及び高度な技術・知識の習得ができるもの 区分 B は、区分 A 以外の内容のもの
 区分 C は、対象者が小・中・高校生に限り適用できる。